

## 審査の結果の要旨

氏名 原田杏子

かつて医師や弁護士といった専門職は、一段高い位置から相談者（利用者）を教え導く役割として位置づけられる傾向があった。しかし近年、専門職には、相談者の自律的な意思決定を援助する者としての役割が求められるようになり、それにともない専門職による相談のあり方が注目されてきている。そこで本論文は、弁護士による法律相談を題材として専門職が行う相談である専門的相談の特徴を明らかにし、それを望ましい形で発展させる方法について検討することを目的としたものである。論文は、研究の展望を示す第1部、専門的相談の特徴を明らかにする第2部、専門的相談の課題を質的に分析する第3部、相談の質を高める方法を検討する第4部、知見を総合的に考察する第5部から構成される。

第1部第1章で、専門的相談の先行研究では「専門知識に基づく判断という視点」と「相談者との相互作用の検討」が不十分であることを明らかにし、第2章で法律相談を題材として専門的相談の特徴、課題、発展の方法を検討するという本研究の構成を示した。

第2部では日常相談との比較による専門的相談の特徴の明確化を目的とし、第3章で日常相談18件を質的に分析し、6カテゴリーを抽出し、第4章で法律相談12件を質的に分析し、問題共有、共鳴、判断伝達、説得・対抗、理解促進、終了の上位6カテゴリーを抽出した。その結果、日常相談が相手の抱えている問題を自分に引き付けて理解するのに比較して法律相談では“問題解決”と“対人的相談”という2側面をもつことを明らかにし、専門的相談では相談者の立場を考慮した相互行為の観点が重要となることを示した。

それを受けて第3部では相互行為に注目して法律相談の実践的課題を明らかにすることを目的とし、第5章で事例研究を通して相談者の期待や前提が弁護士の思いと異なる場合に、相互行為の中で両者の食い違いが生じることを示した。第6章では、法律相談12件を質的に分析し、食い違いを補完しうる10の機能を抽出した。このように多重な機能を有する相談ではコミュニケーションの混乱が生じやすいので、専門職はそれを自覚し、即時的に調整することが必要であり、それが専門的相談の実践的課題であることを示した。

上記課題を踏まえて第4部第7章で専門的相談を発展させるためには専門職が自らの視点に固執せずに相互行為全体への視座をもつことが重要となる点を指摘し、そのために有効な手段として事例検討会の方法を解説した。第8章では、9件の事例検討会の記録の質的分析から、専門的相談の実践的課題を達成するために役立つ5つの観点を抽出し、それに基づいて事例検討シートを提案した。第5部では、結論を示し、研究の総括を行った。

本論文は、法律相談に代表される専門的相談では問題解決と対人的相談の2側面があること、専門職と相談者の相互行為に多重な機能が含まれているため食い違いが生じやすいこと、相談活動を発展させていくために事例検討会が有効であることを示した点で、また質的研究法を体系的に活用した実践的研究である点で、特に意義が認められる。よって、本論文は、博士（教育学）の学位を授与するに相応しいものと判断された。